

⇩ 同意があれば議事録作成不要？

Q : 会社法が施行され、取締役全員の同意があった場合は、取締役会の決議が不要になったようですが、議事録も作らなくていいのでしょうか？

A : 議事録は作っておかなければなりません。

【解説】

これまで旧商法では、株主総会や取締役会を開催する場合は、一定以上の株主や取締役が出席した上で、決議を行う必要がありましたが、会社法では、この手続きが簡素化され、株主や取締役の全員の同意があった場合は、株主総会や取締役会を省略することができることとなりました。

ただし、株主総会や取締役会の開催が不要になっても議事録は必要になりますので、忘れずに作成しておいてください。議事録には、次のような内容を盛り込んでおく必要があります。その議事録は、決議があったものとみなされた日から10年間、本店に備え置いておかなければなりません。

- ① 株主総会(取締役会)の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項を提案した者の氏名又は名称(取締役の氏名)
- ③ 株主総会(取締役会)の決議があったとみなされた日(株主、取締役全員の同意の意思表示が提案者に到達した日)
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

